第二百二十四条第四項第五号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、組合の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

別紙様式第十号目次記載上の注意を同記載上の注意2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月二十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二八

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「職員」の下に「（当該健康管理医を指名しようとする組織区分に係る各省各庁の長及び当該組織区分の長を除く。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第二第一号29中「ハロゲン置換体」の下に「（三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンを除く。）」を加え、同号中63を64とし、62を63とし、同号61中「60」を「61」に改め、同号中61を62とし、30から60までを31から61までとし、29の次に次のように加える。

30　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン

別表第二の二第二号14中「三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン」を「三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九二六	福谷　登	二八、八、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
九四四	新村　公剛	二八、三、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一九八六	片野　浩史	二五、一二、三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○外務省告示第百九号

平成二十九年三月九日にヤンゴンで、ミャンマー連邦共和国における国民和解・平和構築プロセス支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国民和解・平和構築プロセス支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千七百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合側　ニコラス・ジョージ国際連合プロジェクト・サービス機関在ミャンマー事務所長代行

平成二十九年三月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十号

平成二十九年三月十日にハバナで、キューバ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億五千万円

3　署名者

日　本　側　薗浦健太郎外務副大臣

キューバ側　ロドリーゴ・マルミエルカ・ディアス外国貿易・外国投資大臣

平成二十九年三月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十一号

平成二十九年三月十日にハバナで、稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　薗浦健太郎外務副大臣

キューバ側　ロドリーゴ・マルミエルカ・ディアス外国貿易・外国投資大臣

平成二十九年三月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十二号

平成二十九年三月三日にネーピードーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十九年三月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七億八千七百万円（一〇、七八七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、水力発電所改修計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。